

福島県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,980,259	1,577,312,040	5,951,968	264,167,191	16.7%	12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	26,880	125,979,889	22,139,167	44,821,641	192,940,697	7,178	7,042

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

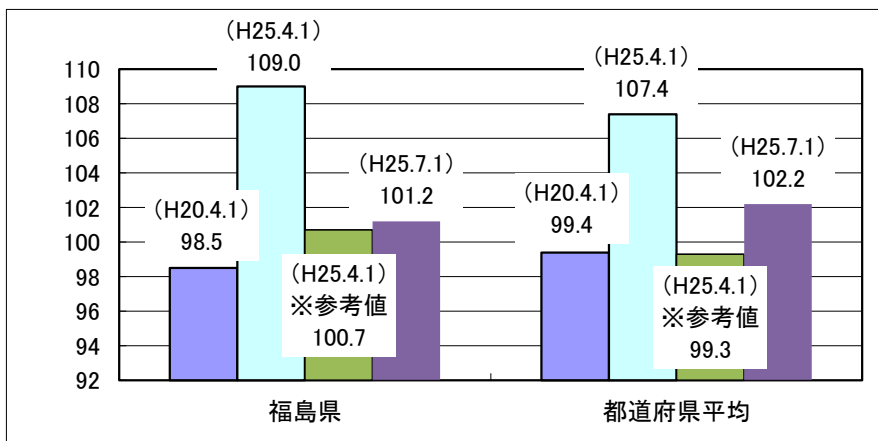
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年1月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料)【H25.4.1ラスパイレ指数・参考値、減額時点のラスパイレ指数についても併せて記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表1、2級:▲4.77%、3～6級:▲7.77%、7～10級:▲9.77%を減額。 ・行政職給料表以外の給料表適用職員についても、行政職給料表に準じて減額。 ・平成25年4月1日現在ラスパイレ指数:109.0、平成25年4月1日現在ラスパイレ指数(参考値):100.7、平成25年7月1日現在ラスパイレ指数:101.2 <p>(手当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の特別調整額(管理職手当)について、一律10%を減額。 	

なお、平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていた。

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 382,390	円 377,386	5,004	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
 なお、平成25年度については、県、国ともに勧告が見送られた。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.91	月 3.90	月 0.01	月 -	月 3.90	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
 なお、平成25年度については、勧告が見送られた。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	43.2 歳	338,300 円	419,966 円	367,674 円
国	43.1 歳	307,220 円	—	376,257 円
		(332,446) 円		(405,463) 円
都道府県平均	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
福島県	53.0 歳	303 人	376,700 円	420,630 円	397,644 円	—	—	—	
福島県	うち運転手	121 人	383,800 円	434,786 円	402,819 円	自家用自動車 運転者	56.5 歳	187,100 円	2.32
	うち用務員	58 人	373,800 円	400,121 円	392,791 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.97
	うち守衛	4 人	382,600 円	415,997 円	395,100 円	守衛	56.9 歳	264,200 円	1.57
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	— 歳	— 円	—
			(286,850) 円		(325,400) 円				
都道府県平均	50.6 歳	304 人	333,270 円	388,918 円	365,556 円	—	— 歳	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～24年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

区分	参考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
福島県	—	—	—	
福島県	うち運転手	6,887,432 円	2,431,300 円	2.83
	うち用務員	6,419,952 円	2,809,400 円	2.29
	うち守衛	6,651,764 円	3,627,400 円	1.83

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	44.0 歳	395,500 円	440,058 円
都道府県平均	44.8 歳	382,925 円	442,634 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	47.0 歳	406,100 円	446,243 円
都道府県平均	43.7 歳	368,668 円	421,787 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島県	38.6 歳	324,000 円	432,070 円	349,537 円
国	41.2 歳	297,683 円	—	346,775 円
		(316,267) 円		(367,489) 円
都道府県平均	39.0 歳	320,810 円	461,749 円	364,672 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		福島県	国
一般行政職	大学卒	181,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	146,900 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	—
	中学卒	136,100 円	—
高等学校教育職	大学卒	203,100 円	—
	高校卒	157,500 円	—
小・中学校教育職	大学卒	203,100 円	—
	高校卒	157,500 円	—
警察職	大学卒	208,000 円	190,460(200,000) 円
	高校卒	167,500 円	153,797(161,500) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,900 円	366,700 円	390,300 円	409,300 円
	高校卒	214,900 円	324,100 円	366,400 円	384,500 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	302,500 円	365,100 円	377,500 円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	292,700 円	348,400 円
高等学校教育職	大学卒	311,000 円	409,800 円	431,200 円	444,800 円
	高校卒	在職者なし	312,200 円	在職者なし	421,300 円
小・中学校教育職	大学卒	314,100 円	404,600 円	420,800 円	433,700 円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	408,100 円	418,300 円
警察職	大学卒	292,100 円	391,100 円	408,800 円	421,900 円
	高校卒	255,500 円	346,000 円	391,000 円	415,200 円

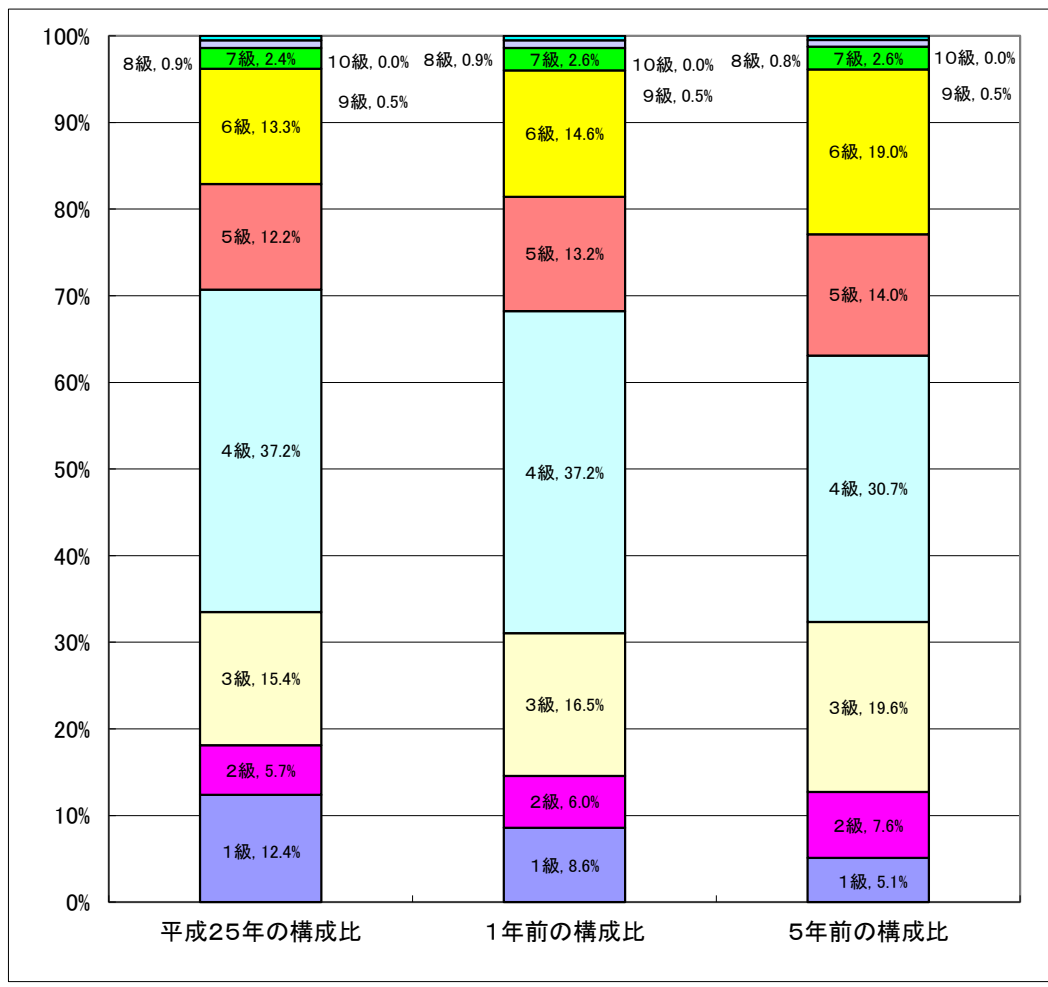
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	767 人	12.4 %	137,900 円	247,900 円
2 級	主事、技師	354 人	5.7 %	188,900 円	313,700 円
3 級	主査、副主査	953 人	15.4 %	226,700 円	361,500 円
4 級	主任主査、主査	2,307 人	37.2 %	266,400 円	396,000 円
5 級	副課長、主任主査	756 人	12.2 %	294,300 円	410,900 円
6 級	本庁課長、主幹	822 人	13.3 %	326,200 円	438,400 円
7 級	本庁次長、本庁課長	148 人	2.4 %	372,300 円	464,700 円
8 級	本庁次長	56 人	0.9 %	420,800 円	487,200 円
9 級	本庁部長	32 人	0.5 %	473,500 円	547,800 円
10 級	本庁部長	2 人	0.0 %	539,400 円	580,800 円

(注) 1 福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況

平成22年10月から特別職を除く全職員を対象に能力・業績に基づく人事評価の試行を実施し、平成23年度に本格実施を予定していたが、震災等の影響により試行及び制度実施を延期している。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の試行及び制度実施を延期しており、昇給への反映は行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 島 県			国	
1人当たり平均支給額(24年度)			—	
1,638 千円				
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

福 島 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 5,591 千円			27,790 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		139,845 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		401,853 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	25 人	18 %	18 %
大阪府大阪市	5 人	15 %	15 %
愛知県名古屋	3 人	12 %	12 %
茨城県つくば市	2 人	12 %	12 %
茨城県水戸市	1 人	10 %	10 %
宮城県仙台市	4 人	6 %	6 %
埼玉県加須市	5 人	6 %	6 %
北海道札幌市	4 人	3 %	3 %
宮城県多賀城市	1 人	3 %	3 %
栃木県大田原市	1 人	3 %	3 %
栃木県小山市	1 人	3 %	3 %
群馬県前橋市	1 人	3 %	3 %
静岡県三島市	1 人	3 %	3 %
医師	32 人	15 %	15 %
上記以外の全市町村	26,794 人	0 %	0 %
平均支給率		0.3 %	0.3 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

また、上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日(適用日)以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給している。

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,863,055 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		180,005 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		38.9 %	
手当の種類(手当数)		29	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき310円～1,500円)
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 (爆発物処理作業は1回につき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円(専ら従事)
死体処理手当	警察本部(検視等)の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円(死体収容、搬送等) ※死体の数、状況に応じた加算あり(上限4,400円) 1体3,200円(検視、解剖補助) ※死体の状況に応じた加算あり(上限6,400円)
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円 (給料の調整額の支給を受けない職員の場合1,340円)
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり(上限1,680円) (福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円)

用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 (勤務時間外に行われた場合975円)
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～12,800円
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに關係する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円(訓練指導) 給料月額×10/100等(授業担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 (機関室作業の場合780円)
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円(生活保護関連対象職に専ら従事)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円 (夜間の場合420円～690円)
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定作業に従事した場合	日額310円 (現場での作業の場合560円)
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円 (専ら従事)

野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円(専ら従事)
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円～350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	5,363,582 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	688 千円
支給実績(23年度決算)	7,505,594 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	932 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	—	3,191,761 千円	233,367 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る) (支給額) 借家等: 上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	1,882,564 千円	318,377 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	100,725 千円	1,549,615 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用: 6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用: 通勤距離に応じた額(上限47,700円)	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,026,329 千円	139,320 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	420,144 千円	348,378 円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,790,811 千円	630,567 円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	—	386,343 千円	479,333 円

定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			33,545 千円	236,232 円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			157,036 千円	283,458 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校(県立盲学校、県立聾学校等)、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,181,693 千円	75,243 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額8/100の額			66,555 千円	355,909 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,300円	65,111 千円	145,337 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の区分に応じ定める額)	同じ	—	66,606 千円	489,750 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	—	414,746 千円	152,986 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	—	966,051 千円	390,323 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	549,399 千円	68,180 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	知 事	1,056,000 円	(1,320,000)円
	副 知 事	875,500 円	(1,030,000)円
議 員 報 酬	議 長	909,000 円	(1,010,000)円
	副 議 長	810,000 円	(900,000)円
	議 員	747,000 円	(830,000)円
期 末 手 当	知 事	(24年度支給割合)			
	副 知 事	2.90	月分		
	議 長	(24年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	2.90	月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 知 事	給料月額×在職月数×支給率(65/100)	41,184,000	任期ごと	
	備 考	" (55/100)	27,192,000	"	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間、知事、副知事についてはそれぞれ給料の20%、15%、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間、議長、副議長、議員については議員報酬の10%の減額措置を行っている。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数		対前年度 増 減 数	主な増減理由
	平成24年度	平成25年度		
知事部局	5,240 (241)	5,381 (271)	141 (30)	震災対応のための増員
企業局	42 (2)	41 (0)	△1 (△2)	
病院局	674 (23)	616 (11)	△58 (△12)	県立喜多方病院の廃止、新採用職員の減
議会事務局	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	16,963 (36)	16,773 (37)	△190 (1)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	4,059 (34)	3,981 (38)	△78 (4)	震災等対応特別出向者の減
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	23 (1)	24 (1)	1 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	27,071 (338)	26,886 (359)	△185 (21)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員※で外書きです。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のを占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っている。

(ア) 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

※改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしている。

(イ) 任期付職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度	H25年度
任期付職員数	—	106	215

※任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数。

(ウ) 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度
派遣職員数	150	221	203

※H23年度及びH24年度は、年間の派遣決定数を計上。

※H25年度は、4月1日現在の派遣決定数を計上。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業（企業局）

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 2,681,171	千円 △316,999	千円 270,016	% 10.1	% 12.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,085千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 32	千円 144,491	千円 28,463	千円 55,067	千円 228,021	千円 7,126	千円 6,617

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていた。

また、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77～9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っていた。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	52.1 歳	390,083 円	593,805 円
全国平均	45.1 歳	361,430 円	550,419 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,721 千円		1,638 千円	
		※工業用水道事業全国平均 1,510 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

工業用水道事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	—	千円 25,858 千円	1人当たり平均支給額	5,591 千円	27,790 千円
			※工業用水道事業全国平均 12,351 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	支給対象者なし

(注) 支給対象者はなし。

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給総額(24年度決算)	47 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	4,675 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	31.3 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~610円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	7,541 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	328 千円
支給実績(23年度決算)	15,464 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	672 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	5,301 千円	240,954 円
住居手当	〃	同じ	—	2,837 千円	315,200 円
通勤手当	〃	同じ	—	4,735 千円	175,365 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	1,098 千円	366,000 円
管理職手当	〃	同じ	—	6,905 千円	767,218 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載。

(2) 地域開発事業（企業局）

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 925,598	千円 △664,073	千円 56,972	% 6.2	% 18.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,225千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 10	千円 42,424	千円 12,214	千円 15,435	千円 70,073	千円 7,007	千円 7,070

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていた。

また、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77~9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っていた。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	41.7 歳	339,648 円	547,445 円
全国平均	47.0 歳	392,318 円	587,707 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成事業における全国平均値である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域開発事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,544 千円		1,638 千円	
		※宅地造成事業全国平均 1,591 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

地域開発事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,591 千円	27,790 千円
			※ 宅地造成事業全国平均 11,996 千円		

(注) 24年度における退職者なし。

ウ 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	支給対象者なし

(注) 支給対象者はなし。

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給総額(24年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	-			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算	

(注) 支給対象者はなし。

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	4,351 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	544 千円
支給実績(23年度決算)	7,561 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	945 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	-	1,051 千円	210,200 円
住居手当	〃	同じ	-	648 千円	324,000 円
通勤手当	〃	同じ	-	3,960 千円	440,055 円
管理職手当	〃	同じ	-	2,198 千円	732,540 円
管理職特別勤務手当	〃	同じ	-	6 千円	6,000 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載。

(3) 病院事業（病院局）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 12,722,000	千円 △973,037	千円 7,468,432	% 58.7	% 58.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 683	千円 2,801,817	千円 1,007,502	千円 1,020,505	千円 4,829,824	千円 7,071	千円 7,322

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていた。

また、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77～9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っていた。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（25年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
福 島 県	医師	45.1 歳	569,785 円	1,551,544 円
	看護師	44.3 歳	341,467 円	531,203 円
	事務職員	46.7 歳	337,672 円	546,490 円
全 国	医師	44.2 歳	559,010 円	1,380,555 円
	看護師	38.1 歳	303,282 円	483,992 円
	事務職員	43.8 歳	357,616 円	565,487 円
事 業 者		歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,494 千円		1,638 千円	
		※病院事業全国平均 1,471 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(1.40) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

病院事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	2,339 千円	27,814 千円	1人当たり平均支給額	5,591 千円	27,790 千円
			※病院事業全国平均 7,636 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		37,185 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		929,625 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	21 人	- %

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給総額(24年度決算)		141,252 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		240,633 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		85.90 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師又は看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	312,547 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	458 千円
支給実績(23年度決算)	271,763 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	379 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	66,158 千円	196,898 円
住居手当	〃	同じ	—	30,584 千円	268,277 円
通勤手当	〃	同じ	—	68,375 千円	134,069 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	5,622 千円	330,706 円
管理職手当	〃	同じ	—	23,570 千円	693,246 円
特地勤務手当等	〃	同じ	—	2,179 千円	181,590 円
宿日直手当	〃	同じ	—	36,644 千円	747,841 円
夜勤手当	〃	同じ	—	55,462 千円	185,491 円
休日給	〃	同じ	—	87,412 千円	272,311 円
寒冷地手当	〃	同じ	—	38,344 千円	66,454 円
初任給調整手当	〃	同じ	—	189,109 千円	450,260 円

(注) 支給実績のある手当のみ記載。